

新城市エネルギー対策本部設置要綱

(目的)

第1 東日本大震災の発生に端を発したエネルギーを巡る状況を踏まえ、エネルギーの安定供給の確保に向けた取り組み及び省エネルギー・再生可能エネルギー（以下「省エネ等」という。）の一層の推進を通じ、環境に軸足を置いた持続可能な地域社会の構築を進めるため、新城市エネルギー対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 電力・エネルギー（以下「エネルギー等」という。）の安定供給の確保に向けた取り組みに関する事
- (2) エネルギー等に関する情報の収集・分析に関する事
- (3) 省エネ等の対策に資する施策の推進に関する事
- (4) その他目的を達成させるために必要な施策の立案及び進捗管理に関する事

(組織)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6 対策本部の庶務は、環境部環境政策課及び総務部行政課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

市長

副市長

教育長

総務部長

総務部理事

企画部長

企画部理事

市民福祉部長

健康医療部長

産業振興部長

環境部長

建設部長

鳳来総合支所長

作手総合支所長

市民病院経営管理部長

消防長

教育部長

議会事務局長

監査委員事務局長